

（仮称）三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画の策定について

1 策定の主旨

市長部局では、平成27年に三次市教育大綱を策定し、教育はひとづくりであり、まちづくりの基盤であるとして、豊かな自然や歴史・伝統・文化を活かしながら、教育委員会と一緒に、三次市の教育の充実に取り組んできた。

三次市教育委員会では、三次市教育ビジョン（第1次：平成24年度～令和3年度、第2次：令和4年度～令和13年度）を策定し、三次市総合計画、三次市教育大綱等をふまえて、次代を担うひとづくりやまちづくりにつながる様々な教育施策を推進してきた。

教育振興基本計画の策定は、教育基本法第17条第2項において、努力義務とされているが、社会状況が大きく変化する現在、教育を取り巻く環境も大きく変化し、新たな教育課題への対応が求められている。こうした状況に的確に対応し、本市の教育のめざすべき姿と進むべき方向性を定め、中期的かつ総合的な展望を持ち、三次市の教育行政を計画的・体系的に進めるため、三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画を一体的に策定する。

2 策定の方向性

（1）三次市教育大綱と一体的に策定する

- ・近年の教育行政において、福祉や地域振興など、一般行政との密接な連携が必要となっている。
- ・市長と教育委員会が、学校教育、文化振興に関する課題や方向性を共有し、総合的な施策の目標や根本となる方針を策定し、実施していくことがより一層求められている。

（2）三次市教育ビジョンの進捗状況を踏まえた計画の策定

三次市教育ビジョンは、（仮称）三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画の中に盛り込み、必要に応じて見直しを行う。

（3）国の次期教育振興基本計画答申（令和5年3月8日文部科学省の中央教育審議会総会）、広島県 教育に関する大綱を参照し、策定中の三次市総合計画と整合を図る

3 基本的な考え方

（1）社会経済潮流等を踏まえた計画づくり

人口減少・少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、国際情勢の不安定化、自然災害の頻発、カーボンニュートラルやSDGsの推進など、様々

な社会経済潮流や価値観の変化を踏まえ、それに適応していく計画づくりに取り組む。

(2) 教育をめぐる諸課題への対応

コロナ禍による学びの変容への対応がもたらされるとともに、IoTやAI等をはじめとするデジタル技術革新が進展し、GIGAスクール構想など、新しい知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増している。また、少子化に対応した望ましい教育環境の確保、学校施設の老朽化、子どもの貧困やヤングケアラー問題、いじめ問題、地域コミュニティの弱体化、教職員の働き方改革など、多様かつ複雑な問題への対応。

4 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

5 策定体制（案）

(1)（仮称）教育大綱・教育振興基本計画策定懇話会

- ・学識経験者や学校関係者、保護者、市民などの委員で構成する。
- ・計画原案の作成に関し必要な事項を検討し、その結果を策定委員会に報告する。

(2) 庁内組織

①策定委員会

- ・教育委員会と市長部局の関係者で構成（教育長・副市長・関係部長）
- ・調査及び協議を行い、計画原案を作成する。

②策定委員会幹事会（課長・係長等関係部局の職員）

- ・三次市教育ビジョンをはじめとする関係計画の検証や進捗状況等の把握と課題の整理
- ・計画策定に向けた各施策の方向性検討
- ・関連する各種計画との整合を図るとともに、総合計画策定時のアンケートや市民ワークショップの市民意見等を勘案する。

*必要に応じて学識経験者等より意見聴取を行う。

(3) 教育委員会会議

進捗状況については、隨時報告する。

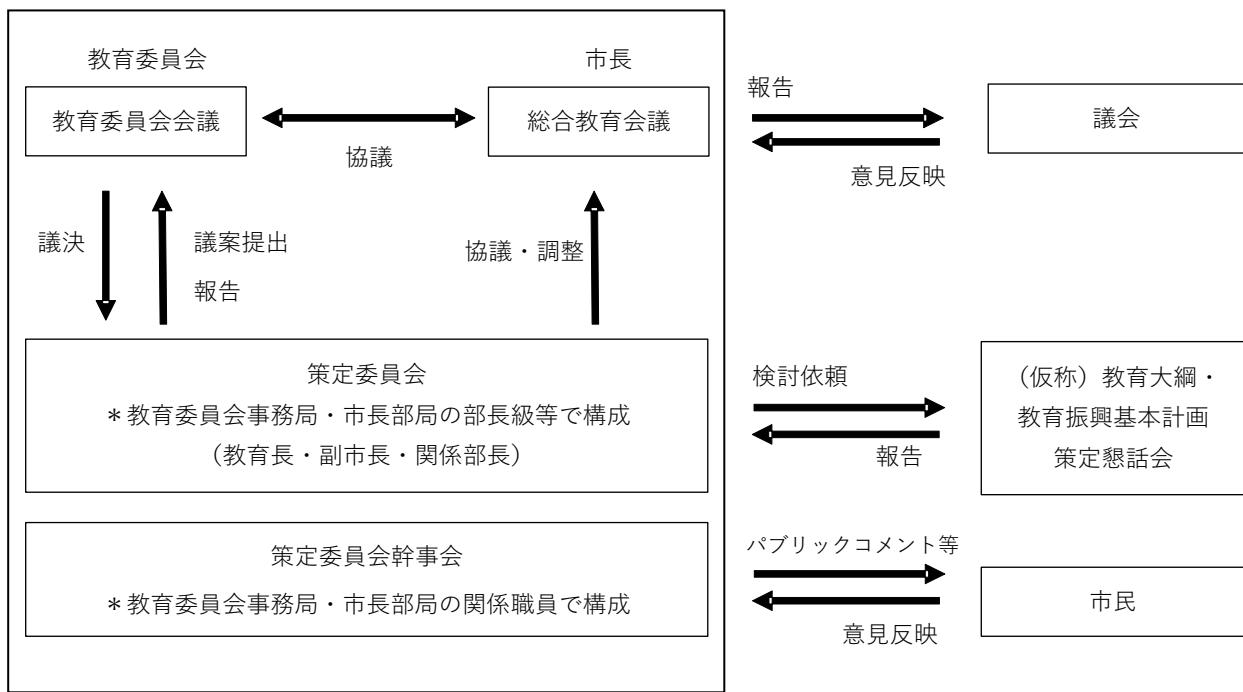
計画策定について審議する。

(4) 総合教育会議

一体的策定について判断。状況に応じて報告。

大綱について協議する。

■策定体制（案）イメージ



6 スケジュール（案）

内容	令和5年			令和6年	
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月
総合教育会議	←		→		
			協議・調整		
教育委員会会議	←		→		計
			報告・審議		
策定懇話会	←		→		画期
			検討・意見聴取		
府内 策定委員会 策定委員会幹事会	←		→		間開
			原案検討		
議会	←		→		始
			適宜報告		
市民	←	→		↔	パブリックコメント
			アンケート・関係団体聴取等		